6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yasuhisa Iida, Director Kumamoto Branch MOD

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction of new OKINOERABU island ㉕ government building A

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : November 18, 2013, 5 : 00 P.M.

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : January 16, 2014 noon

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Audit Subsection, Administration Division, Kumamoto Defense Branch, MOD 1―1―11 Higashi-machi, Higashi-ku, Kumamoto-shi, Kumamoto-ken 862―0901 TEL 096―368―2174

入札公示

入札公示（建設工事）

次のとおり指名競争入札に付します。

平成25年10月29日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長　三浦　真紀

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　平成25―28年度　西山トンネル工事

⑶　工事場所

自　徳島県三好市池田町西山込野

至　徳島県三好市池田町西山大北

⑷　工事内容　工事延長Ｌ＝2,180m、トンネル延長Ｌ＝2,115m、ＮＡＴＭ工法、発破掘削、幅員Ｗ＝7.5m、内空断面積Ａ＝54.5㎡、掘削工Ｌ＝2,111m、Ｖ＝149,290㎥

⑸　工期　平成29年３月31日まで。

⑹　使用する主要な資機材

コンクリート　約3,440㎥、鋼材　約970ｔ

⑺　工事の実施形態

１）本工事は、技術提案等の技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。

２）本工事は、競争参加申請者に要求される配置予定技術者の能力（施工経験）及び企業の施工実績について記述した資格等の競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加申請者に要求される資格等の資料（以下「技術資料」という。）及び技術提案書①（「掘削・支保工の安全かつ着実な施工に関する技術提案」）を提出した者を評価し、加算点と評価点の合計が上位の者に限り、技術提案書②（「覆工コンクリートの品質向上に関するに関する技術提案」）と入札書の提出を求め、開札後に技術提案書②の審査及び総合評価を実施し、落札者を決定する技術提案段階選抜方式二封筒事後審査型総合評価落札方式の試行工事である。

３）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

４）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

５）本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（平成25年２月28日付け国地契第73号、国官技第245号、国北予第46―２号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。

６）本工事においては、工事施工中、受注者が委託した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。また、支払い条件は「出来形部分払方式」を採用する。

なお、本試行の実施にあたっては、「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」に基づき行うものとする。

７）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（単価個別合意方式）によることとする。

８）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。

⑻　本工事は、資料提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。

⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⑽　本工事は、発注者が３⑴の基準を満足して指名された者に対し、標準歩掛のない歩掛を、見積りに必要な図面等に対する質問の回答期限までに入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。

2　競争参加申請者に要求される資格等要件

⑴　競争参加申請者に要求される資格等要件次の１）から12）までの要件を全て満たす者（単体企業）又は「競争参加者の資格に関する工事」（平成25年10月29日付け四国地方整備局長）に示すところにより、四国地方整備局長から「平成25―28年度　西山トンネル工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）四国地方整備局における平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格の内、「一般土木工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

３）四国地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記２）の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

４）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

５）平成10年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）の施工実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績については、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（競争参加申請者が経常建設共同企業体である場合にあっては、同一構成員での経常建設共同企業体として又はすべての構成員が、平成10年度以降に元請けとして同種工事の施工実績を有していること。）

◆次の㋐から㋒の要件を同時に満たす中間部に明かり部を有しない連続する１本のトンネル工事。

㋐　ＮＡＴＭ工法によるもので標準部の覆工後の内空断面積が50㎡以上であること。

㋑　トンネルの延長が1400m以上であること。

㋒　最小土被り厚が20m未満（坑口部を除く。（坑口部とは「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」（H15．11）の６－１__坑口部の設計（参照）とする。））であること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

６）提出する技術提案が適正であること。

７）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

㋑　平成10年度以降に、元請けとして同種工事（上記５）に掲げる工事）の経験を有する者であること。（競争参加申請者が経常建設共同企業体である場合にあっては、構成員のうち１社の配置予定技術者が、平成10年度以降に元請けとして同種工事（上記５）に掲げる工事）の経験を有していること。）

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。